

令和7年度 富士見市

地球温暖化防止活動支援 事業者向け補助金のご案内

富士見市では、地球温暖化防止のため、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器を導入される方への補助事業を実施しております。

皆さまの脱炭素社会に向けた取り組みを積極的に支援しますので、ぜひご利用ください。

補助内容

対象機器等		補助金額
再 工 ネ 機 器 関 係	太陽光発電システム	3万円/kw（上限60万円）
	エネルギーマネジメントシステム	対象経費の1/6（上限20万円）
	定置用リチウムイオン蓄電池	1万円/kw（上限60万円）
次 世 代 自 動 車 関 係	電気自動車	15万円
	プラグインハイブリッド自動車	5万円
	燃料電池自動車(水素自動車)	50万円
	電気自動車等充給電設備	3万円
	可搬型外部給電器	3万円

※【再工ネ機器関係】 機器設置前の事前申請が必要です。申請前の事前相談は環境課までお問い合わせください。市の交付決定後に設置工事を行い、**令和8年3月16日(月)までに実績報告書の提出が可能な事業を対象**とします。

※【次世代自動車関係】次世代自動車関係については、納車及び機器導入後の申請であり、実績報告書の提出はありません。

受付期間

令和7年6月2日(月)から令和8年2月16日(火)まで
※予算の上限に達した時点で、期間中であっても受付を終了します。



補助対象者

- 市内に事業所を有し、市税に滞納のない事業者
- 過去において同一又は同種の再生可能エネルギー機器等に係る市の補助金の交付を受けていない事業者
- 【次世代自動車関係のみ】 市内に引き続き 1 年以上事業所を有している事業者で、自動車の購入の場合は、使用の本拠の位置が市内である自動車の所有者

※その他の条件は、市ホームページ掲載の「富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金交付要綱」「富士見市次世代自動車等導入促進補助金交付要綱」をご確認ください。



富士見市は「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました！

富士見市では、豊かな自然と持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、令和 4 年 4 月 10 日（日）に開催した、市制施行 50 周年記念式典において「富士見市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

**脱炭素社会の実現のため、
皆さまのご協力をお願いいたします。**

お問い合わせ

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1
富士見市 経済環境部 環境課 環境保全係（市役所 2 階）
TEL:049-252-7129 FAX:049-253-2700
e-mail:kankyo@city.fujimi.saitama.jp

▽詳しくはこちら



※制度の詳細は、上記の二次元コードから市ホームページをご覧ください。



富士見市は持続可能な開発目標（SDG s）を支援しています。